

防府地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第2回）

日 時：平成30年2月22日（木）16:00～17:00

場 所：防府市役所1号館 3階 第1号会議室

出席者：防府市長、下関地方気象台長、山口県危機管理監（防災危機管理課長代理出席）、
山口県防府土木建築事務所長

【開催状況】



【決定事項】

- ・本協議会を水防法第15条の10に基づき組織された協議会へと移行させるための規約の改訂について承認された。
- ・本協議会でおおむね5年で実施する取組等を取りまとめた地域の減災に係る取組方針について承認された。

【主な発言要旨】

- ・「逃げ遅れゼロ」を目指すにあたり、乳幼児を抱えた家庭や高齢者といった災害時要配慮者の把握が必要となるが、個人情報等の問題もありその把握に苦慮している。災害時要配慮者への情報の周知に係る課題解決に向け、協議会全体で取り組むべき。（防府市長）
- ・急激な水位上昇が想定される中小河川のタイムライン作成にあたっては、その実効性を確保するため、幹事会で十分な検討、調整を行うこと。（防府土木建築事務所長）
- ・水位周知河川に指定されていない中小河川における水害リスク情報の把握に向けて、監視カメラの設置についても検討されたい。（危機管理課長）
- ・ホットラインによる情報共有に加え、監視カメラにより水位情報を確認できると心強い。（防府市長）